



議案第 五十四号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、次とおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和五十五年六月十七日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年六月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

専決第五号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和五十五年五月二十六日

三朝町長 松村 喬 成

三朝町条例第二十二号

特別職の職員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表（一）選挙長の項中「五〇〇〇円」を「五六〇〇円」に改め、同表投票管理者の項中「五〇〇〇円」を「五六〇〇円」に改め、同表開票管理者の項中「五〇〇〇円」に改め、同表投票立会人の項中「四〇〇〇円」を「四五〇〇円」に改め、同表開票立会人の項中「四〇〇〇円」を「四五〇〇円」に改め、同表選挙立会人の項中「四〇〇〇円」を「四五〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。